



令和4年 7月22日

石川労働局長
長 嶋 政 弘 殿

石川県金沢市神田 2-3-13
UA ゼンセン石川県支部
支部長 秋 葉 宏

申 出 書

最低賃金法第15条の1の規定により、石川県綿紡績、化学繊維紡績、毛紡績、その他の紡績、染色整理、綱、漁網、網地製造業最低賃金の改定決定を求める申出を行うことに合意し、下記の通り申出る。

記

1. 申出するものが代表する基本的労働者の範囲

石川県において、綿紡績、化学繊維紡績、毛紡績、その他の紡績、染色整理、綱、漁網、網地製造業を営む使用者に使用される労働者 2, 330名

2. 改正の決定を申出る最低賃金の件名

石川県綿紡績、化学繊維紡績、毛紡績、その他の紡績、染色整理、綱、漁網、網地製造業最低賃金

3. 申出の内容

上記2の最低賃金改正の改定を求める。なお、最低賃金は、最低賃金法第15条2項に基づく最低賃金審議会の決定による。

4. 申出の理由

当該特定最低賃金の改定を求める関係産業労使の労働協約適用労働者数が、概ね3分の1以上に達していること。

- (1) 現在適応されている法定最低賃金額 時間額 782円(861円)
 (2) 労使合意を得た適応を受けるべき労働者数 令和4年7月現在 1, 561名
 (3) 合意率 $\frac{1, 561}{2, 330} = 66.99\%$
 (4) 労働協約の賃金の最も低い額 6, 344円/日 875円/時間

5. 添付書類

- (1) 当該特定最低賃金の改定を求める関係産業労使協定の写し
 (2) 当該特定最低賃金の改定を求める委任状
 (3) 当該特定最低賃金の改定を求める関係産業労使の事業所と労働者数
 (4) 当該特定最低賃金の改定を求める関係産業労使の事業所の所定労働時間数

以 上



紡績、染色整理、網・網製造業最低賃金の改正に関する資料(令和4年度)

番号	申出を行った労働組合の名称	事業所(支部)の名称	事業所の所在地	組合員数
1	小松マテール労働組合		能美市浜町ル95	777
2	倉庫精練労働組合		金沢市古府町南459	80
3	ホクモウ労働組合		石川県かほく市上山田ラ1-2	68
4	尾張整染労働組合	石川支部	能美市大浜町コ141	118
5	シコー労働組合		白山市湊町井1-83	37
6	テックワン労働組合		能美市浜町又161-4	117
7	カジナイロン労働組合		金沢市梅田町ハ48番地	55
8	北日本紡績労働組合		白山市福留町201番地1	31
9	テクノウイン労働組合		羽咋市粟生町ミ7-1	10
10	創和テキスタイル労働組合		羽咋市本江町又8番地	117
11	オクテックス労働組合		小松市四丁町ホ48-1	25
12	能任七労働組合		かほく市遠塚ニ20	20
13	北国合織労働組合		能美市吉原釜屋町721-1	29
14	帝人加工系労働組合		小松市今江町6丁目349番地	77
				1,561

令和4年度 石川県紡績、染色整理、網・網製造業最低賃金改定に関する資料

労使協定における最低賃金の内容と所定内労働時間

組合名	(18歳)高卒初任給	最低月額	最低日額	最低時間額	換算時間額	年間所定労働時間	月間所定労働時間(1日)
小松マテール労働組合	170,000	170,000			1,079	1,890H	157.5H (7.5h/日)
倉庫精練労働組合	151,000	151,000	7,091		915	1,984H	165.33H (7.75h/日)
ホクモウ労働組合	166,900	166,900			1,014	1,976H	164.66H
尾張整染労働組合	168,000	168,000			1,020	1,970H	164.16H (7.67h/日)
シコー労働組合	153,120	153,120	7,291	941	941	1,960.75H	162.75H (7.75h/日)
テックワン労働組合	170,000	170,000	7,969	1,063	1,063	1,920H	160.0H (7.5h/日)
カジナイロン労働組合	152,000	152,000			921	1,942.5H	165.0H (7.5h/日)
北日本紡績労働組合	160,000	160,000	7,350	980	980	1,920H	160H (7.5h/日)
テクノウイン労働組合	138,000	138,000	6,344	875	875	1,892.28H	157.69H (7.25h/日)
創和テキスタイル労働組合	155,500	155,500	7,233	965	965	1,935H	161.25H (7.5h/日)
オクテックス労働組合	156,000	156,000			1,049	1,785H	148.75H (7.0h/日)
能任七労働組合	175,000	175,000			1,061	1,972.5H	165.0H (7.5h/日)
北国合繊労働組合	183,500	183,500	8,570		1,130	1948.9H	159.67H (7.58h/日)
帝人加工系労働組合	142,500				901	1,897.2H	158.1H

綿紡績、化学繊維紡績、毛紡績、その他の紡績、染色整理、綱、漁網、網地製造業最低賃金の改正申出審査結果表

	地 域	産 業	適用を受けるべき基幹的労働者の範囲	申出者に関する要件			備 考
				申出労働 組合数 (合意を含む)	所属 事業場数 (産業)	基幹的 労働者数	
申出事項	石川県	E111 紡績業 但し E1111～1113、 1117、1118を除く E114 染色整理業 但し E1144、1145 を除く E1151 網製造業 E1152 魚網製造業 E1153 網地製造業 (魚網を除く) L7282 純粋持株会社	左の事業を営む使用者に使用される労働者 但し、 (1) 18歳未満又は65歳以上の者 (2) 雇入れ後3月未満の者であって、技能習得中のもの (3) 清掃又は片付けの業務に主として従事する者 (4) 手作業によるラベルはり、包装、箱詰め、袋詰め、 糸切り、糸継ぎ、糸巻き替え、かせ取り、経通し、 管巻き、検反、検品、篠替え、玉揚げ、台掃除、染 色・精錬の準備、綱・網の製造又はその他の補助作 業の業務に主として従事する者 (5) 賄い、軽易な運搬又は下回り等の雑役の業務に主と して従事する者 を除く	E111 3 E111 3	3	137	57.25%
				E114 5 E114 5	5	1,129	
				E115 1 E115 1	1	68	
				L7282 0 L7282 0	0	0	
				計 9 計 9	9	1,334	
審査結果	同上	同 上	同 上 左の産業における労働者数 (a) 上記 (1) ～ (5) 該当労働者数 (b) (R3年最賃基礎調査結果より推定) 基幹的労働者数 (a - b) 80人 2,330人 (推定)	E111 3 E111 3	3	137	
				E114 5 E114 5	5	1,129	
				E115 1 E115 1	1	68	
				L7282 0 L7282 0	0	0	
				計 9 計 9	9	1,334	
新産別最賃 の運用方針 (要旨)			新産別最賃金の適用を受ける労働者の概ね3分の1以上の者に賃金の最低額に関する労働協約が適用されている 場合に行われるものであること。				
61.2.14 中賃答申			参考 $\frac{2,330}{1,334} \div \frac{3}{2,330} = \frac{777}{57.25\%}$				

石川労働局長
長 嶋 政 弘 殿



2022年7月20日

JAM
石川県労働委員会 82-14
執行 崎 敏

申 出 書

最低賃金法第15条の1の規定により、石川県金属素形材製品、ボルト・ナット・リベット・小ねじ・木ねじ等、その他の金属製品、はん用機械器具、生産用機械器具、発電用・送電用・配電用電気機械器具・産業用電気機械器具製造業最低賃金の改正決定を求める申出を行なうことに合意し、下記のとおり申出る。

記

- 1 申出する者が代表する基幹的労働者の範囲
石川県金属素形材製品、ボルト・ナット・リベット・小ねじ・木ねじ等、その他の金属製品、はん用機械器具、生産用機械器具、発電用・送電用・配電用電気機械器具・産業用電気機械器具製造業を営む使用者に使用される基幹的労働者24,200名
- 2 改正の決定を申出る最低賃金の件名
石川県金属素形材製品、ボルト・ナット・リベット・小ねじ・木ねじ等、その他の金属製品、はん用機械器具、生産用機械器具、発電用・送電用・配電用電気機械器具・産業用電気機械器具製造業最低賃金
- 3 申出の内容
上記2の最低賃金の改正決定を求める。
なお最低賃金額は最低賃金法第15条2項に基づく最低賃金審議会の決定による。
- 4 申出の理由
申出産業においては、同種の基幹的労働者について次のとおり産業別最低賃金の決定を必要とする程度の賃金格差が存在する等のため、事業の公正競争を確保する観点から当該最低賃金の適用を受けるべき労働者の合意をもって、法定最低賃金の改正決定を求めるものである。

◆現在適用されている法定最低賃金 = 946円/時

◆合意を得た適用受けるべき労働者 2022年7月時点 11,284名

◆合意率 $\frac{11,284}{23,832} = 47.35\%$

5 添付書類

- (1)賃金の最低額に関する労働協約若しくは労使協定の写。
- (2)組織における合意を表す機関決定の写。
- (3)申出合意および委任状。
- (4)労働組合員以外の労働者の個人署名。 ※今回は提出しません。
- (5)石川県金属素形材製品、ボルト・ナット・リベット・小ねじ・木ねじ等、その他の金属製品、はん用機械器具、生産用機械器具、発電用・送電用・配電用電気機械器具・産業用電気機械器具製造業最低賃金事業所数と労働者数の概要および改正に合意する者の概数。
- (6)公正競争ケース申請における疎明資料。



以上

石川県金属素形材製品、ボルト・ナット・リベット・小ねじ・木ねじ等、その他の金属製品、はん用機械器具、生産用機械器具、発電用・送電用・配電用電気機械器具・産業用電気機械器具製造業最低賃金の決定に合意する者の数および事業所内訳

令和4年7月現在

	事業所名	産業 分類	労働組合名	合意別 分類	協定 時間額	合意する者 の数	備 考
1	石川製作所	E263	石川製作所	労働協約	990	272	
2	大日製作所	E291	大日製作所	組合決議		151	
3	高井製作所	E264	高井製作所	組合決議		60	
4	多川製作所	E263	多川製作所	組合決議		29	
5	中部機械製作所	E264	中部機械	組合決議		7	
6	津田駒工業	E263	津田駒工業	労働協約	990	1,025	
7	土肥研磨工業	E262	土肥研磨	組合決議		133	
8	白山工業	E262	白山工業	組合決議		45	
9	福井鋸螺羽咋工場	E248	福井鋸螺羽咋支部	組合決議		33	
10	福井鋸螺加賀工場	E248	福井鋸螺	組合決議		60	
11	北都鉄工	E253	北都鉄工	組合決議		27	
12	北陸プレス工業	E245	北陸プレス工業	組合決議		36	
13	NTN宝達志水製作所	E259	NTN宝達志水製作所	組合決議		63	
14	共和電機工業	E291	共和電機工業	組合決議		185	
15	コマツ産機	E262	コマツ産機ユニオン	労働協約	1,100	358	
16	NTN能登製作所	E264	NTN能登製作所	組合決議		135	
17	板尾鉄工所	E262	板尾鉄工所	組合決議		169	
18	江沼チェン製作所	E253	江沼チェン製作所	労働協約	980	172	
19	村田機械加賀工場	E263	村田機械労組加賀支部	労働協約	1,128	291	176,700÷156.6H/月
20	共和工業所	E248	共和工業所	組合決議		252	
21	小松シャリング	E262	小松シャリング	組合決議		152	
22	小松高田製作所	E262	小松高田製作所	労働協約	1,022	140	171,000円÷167.3H/月
23	小松製作所栗津工場	E262	コマツユニオン北陸支部	労働協約	1,100	2,546	
24	小松製作所金沢工場	E269	コマツユニオン北陸支部	労働協約	1,100	358	
25	コマテック	E262	コマテック	組合決議		117	
26	昭和精工	E269	昭和精工	組合決議		20	
27	大同工業	E253	大同工業	労働協約	980	977	
28	ダイワ	E262	ダイワ	組合決議		24	
29	武田工業所	E262	武田工業所	労働協約	1,000	66	
30	テックキタ	E260	テックキタ	組合決議		8	
31	東振精機	E259	東振	組合決議		468	*決議は東振労組で一括
32	東振テクニカル	E259	東振	組合決議		72	*決議は東振労組で一括
33	東野産業	E259	東野産業	組合決議		117	
34	日晃製作所	E266	日晃製作所	組合決議		2	
35	根上シブヤ	E266	根上シブヤ	労働協約	997	74	165,000円÷165.3H/月
36	富士MFG	E253	富士MFG	労働協約	1,019	37	165,000円÷162H/月
37	南鉄工所	E262	南鉄工所	組合決議		54	
38	室戸鉄工所	E262	室戸鉄工所	組合決議		45	
39	大同テクノ	E253	大同テクノ	労働協約	984	118	157,400円÷160H/月
40	澁谷工業	E264	シブヤグループ従業員会	労働協約	1,171	2,103	
41	本多製作所	E266	本多製作所	組合決議		24	
42	オリエンタルチェン工業	E253	オリエンタルチェン工業	組合決議		128	
43	富士精工本社	E249	富士精工	組合決議		131	
合計						11,284	
適用労働者数						23,832	合意率分母
合意率						47.35%	11284÷23832
最低必要人数						7,150	適用労働者数の1/3
協定締結従業員数						8,537	

石川県金属素形材製品、ボルト・ナット・リベット・小ねじ・木ねじ等
その他の金属製品、はん用機械器具、生産用機械器具、発電用・
送電用・配電用電気機械器具・産業用電気機械器具製造業の
最低賃金改正申請のための疎明資料

上記業種における企業間の賃金格差は下記のとおりであり、よって公正競争を
確保する点でも特定(産業別)最低賃金の改正が必要である。

2021年10月時点の賃金実態

企業名 (組合名)	企業規模 組合員数	平均 基本賃金				
		全体	25歳	30歳	35歳	40歳
A 労組	500人以上	306,042	208,300	242,900	275,600	306,100
B 労組	500人以上	271,903	203,330	231,510	261,630	283,990
C 労組	201～500人	246,982	205,820	220,240	276,480	307,690
D 労組	201～500人	291,009	198,698	230,575	263,575	294,441
E 労組	101～200人	253,722	218,460	240,060	281,440	311,040
F 労組	101～200人	254,054	204,400	232,700	256,488	278,968
G 労組	100人以下	253,929	196,400	220,533	245,867	271,200
H 労組	100人以下	210,000	178,559	190,454	202,349	214,244
	平均	260,955	201,746	226,122	257,929	283,459

2022年賃上げ実態

	平均		賃上げ実績	
	賃金	年齢	金額	率
A 労組	302,780	41.6	-	-
B 労組	254,538	36.5	6,065	2.38%
C 労組	251,482	37.6	6,035	2.40%
D 労組	295,642	39.5	5,993	2.03%
E 労組	257,377	37.9	6,330	2.46%
F 労組	256,538	40.1	6,000	2.34%
G 労組	259,193	39.2	3,611	1.39%
H 労組	210,000	43.0	3,300	1.57%
	260,944	39.4	5,333	2.04%

※平均賃金・年齢は、要求時点での基礎数値です。

以 上

地 域	産 業	適用を受けるべき基幹的労働者の範囲	申出者に関する要件			備 考
			申出労働 組合数 (合意を含む)	所属 企業数 (産業)	基幹的 労働者数	
石川県	E240 管理、補助的活動を行う事業所 E245 金属系成形製品製造業 E248 但しE2453除く E249 木・竹・パルプ・小ねじ・木ねじ等製造業 E249 その他の金属製品製造業 E252 但しE249のうち打ちばく製造業除く E253 ボール・圧縮機製造業 E253 一般産業用機械・装置製造業 E253 但しE2532家庭用エレベーター製造業、E2535除く E259 その他のはん用機械・同部分品製造業 E260 管理、補助的経済活動を行う事業所 E2611 農業用トラクタ製造業 E262 建設用機械・鉱山機械製造業 但しE2621のうち建設用ショベルトラクタ製造業 E263 繊維機械製造業 E263 但しE2635のうち工業用シシ製造業、家庭用シシ製造業、毛糸手編機械製造業(同附属品製造業を含む)除く E264 生活関連産業用機械製造業 E265 基礎素材産業用機械製造業 E266 金属加工機械製造業 E267 半導体・ワット・シリコン製造業 E269 その他の生産用機械・同部分品製造業 E291 発電用・送電用・配電用電気機械器具製造業 E292 産業用電気機械器具製造業 但し車両用電気配線装置製造業(ハートネス製造業)除く L7282 純粋持株会社	E240 E245 E248 E249 E252 E253 E253 E259 E260 E2611 E262 E263 E264 E265 E266 E269 E291 E292 L7282	0 1 3 1 0 6 4 1 0 12 4 4 3 2 2 0 0 43	0 E240 E245 E248 E249 E252 E253 E253 E259 E260 E2611 E262 E263 E264 E265 E266 E269 E291 E292 L7282	0 36 345 131 0 1,459 720 8 0 3,849 1,617 2,305 0 100 378 336 0 0	
	申請事項	左の事業を営む使用者に使用される労働者 但し、 (1) 18歳未満又は65歳以上の者 (2) 雇入れ後6ヶ月未満の者であって技能習得中のもの (3) 清掃又は片付けの業務に主として従事する者 (4) 手作業により又は手工具、小型手持動力機若しくは操作が容易な小型機械を用いて行う包装、袋詰め、箱詰め、洗浄、バリ取り、巻線、組線、かしめ、穴あけ又は取付けの業務(これらの業務のうち流れ作業の中で行う業務を除く。)に主として従事する者 を除く	計 43	計 43	計 11,284	47.35%
	審査結果	同上	同上 左の産業における労働者数 (a) 25,527人 上記 (1) ～ (4) 該当労働者数 (b) (R3最賃基礎調査結果より推定) 1,695人 基幹的労働者数 (a - b) 23,832人 (推定)	E240 E245 E248 E249 E252 E253 E259 E260 E2611 E262 E263 E264 E265 E266 E269 E291 E292 L7282	0 1 3 1 0 6 4 1 0 12 4 4 3 2 2 0 0 43	0 36 345 131 0 1,459 720 8 0 3,849 1,617 2,305 0 100 378 336 0 0
		新産別最賃 の運用方針 (要旨)	事業の公正競争を確保する観点から、同種の基幹的労働者について最低賃金を改正することが必要であるとして、当該最低賃金の 適用を受ける労働者の概ね3分の1以上のものの合意により申出が行われるもの。			
	61.2.14 中賃査定	参考 23,832 ÷ 3 = 7,944 11,284 ÷ 23,832 = 47.35%				



2022年 7月20日

石川労働局長

長 嶋 政 弘 殿

J A M

石川県

執行委員長 宮崎 敏

82-14

申 出 書

最低賃金法第15条の1の規定により、石川県自動車・同附属品、自転車・同部分品製造業最低賃金の改正決定を求める申出を行なうことに合意し、下記のとおり申出る

記

- 1 申出する者が代表する基幹的労働者の範囲
石川県において、自動車・同附属品、自転車・同部分品製造業を営む使用者に使用される基幹的労働者3,409名
- 2 改正の決定を申出る最低賃金の件名
石川県自動車・同附属品、自転車・同部分品製造業最低賃金
- 3 申出の内容
上記2の最低賃金の改正決定を求める。
なお最低賃金額は最低賃金法第15条2項に基づく最低賃金審議会の決定による。
- 4 申出の理由
賃金の最低額に関する労働協約の適用労働者数が概ね3分の1以上に達していることから、法定最低賃金の改正決定を求めるものである。

◆現在適用されている法定最低賃金 = 946円/時

◆最も低い労働協約の賃金額 = 1,019円/時

◆賃金の最低額に関する労働協約の適用労働者数 1,917名

◆労働協約率 $\frac{1,917}{3,409} = 56.23\%$
- 5 添付書類
(1)賃金の最低額に関する労働協約若しくは労使協定の写。
(2)申出合意および委任状。
(3)石川県における自動車・同附属品、自転車・同部分品製造業の事業所数と労働者の概要および労働協約の適用労働者の概数。



石川県自動車・同附属品、自転車・同部分品製造業最低賃金の改正決定に
合意する者の数および事業所内訳

令和4年7月現在

事業所名	産業 分類	労働組合名	合意別 分類	協定 時間額	合意する者 の数	備 考
1 月星製作所	E3191	月星製作所	組合決議		221	
2 トランデックス	E311	トランデックス	労働協約	1,037	843	166,900円÷160.9H/月
3 ジェイ・バス	E311	ジェイバス小松支部	労働協約	1,019	762	
4 セリオ	E311	セリオ	組合決議		91	
合計					1,917	
内 協定者数					1,605	
適用労働者数					3,409	合意率分母
合意率					56.23%	1917÷3409
最低必要人数					1,023	適用労働者数の1/3
協定率					47.08%	1605÷3409

自動車・同附属品、自転車・同部分品製造業関係最低賃金の改正申出審査結果表

	地 域	産 業	適用を受けるべき基幹的労働者の範囲	申出者に関する要件			備 考
				申出労働 組合数 (合意を含む)	所属 企業数 (産業)	基幹的 労働者数	
申出事項		E310 管理、補助的活動を行う事業所	左の事業を営む使用者に使用される労働者 但し、 (1) 18歳未満又は65歳以上の者 (2) 雇入れ後6月未満の者であって、技能習得中のもの (3) 清掃又は片付けの業務に主として従事する者 (4) 手作業により又は手工具、小型手持動力機若しくは操作が容易な小型機械を用いて行う包装、袋詰め、箱詰め、洗浄、バリ取り、巻線、組線、かしめ、穴あけ又は取付けの業務（これらの業務のうち流れ作業の中で行う業務を除く。）に主として従事する者 を除く	E310 0	E310 0	0	
		E311 自動車・同附属製造業		3	E311 3	1,696	
		E3191 自転車・同部分品製造業		1	E3191 1	221	
	石川県	L7282 純粋持株会社		0	L7282 0	0	
				計 4	計 4	計 1,917	56.23%
審査結果			同上	E310 0	E310 0	0	
			左の産業における労働者数 (a)				
			3,479人				
			上記 (1) ～ (4) 該当労働者数 (b) (R3最賃基礎調査結果より推定)	3	E311 3	1,696	
			基幹的労働者数 (a - b)	1	E3191 1	221	
新産別最賃 の運用方針 (要旨)			70人	0	L7282 0	0	
			3,409人 (推定)	4	計 4	計 1,917	
新産別最低賃金の適用を受ける労働者の概ね3分の1以上の者に賃金の最低額に関する労働協約が適用されている場合に行われるものであること。							
61.2.14 中賃答申				3,409	÷ 3	≒ 1136	
				1,917	÷ 3,409	≒ 56.23%	

参考



令和4年7月7日

石川労働局長
長嶋 政弘 様

石川県電気機械器具製造業最低賃金事務局
石川県金沢市西金3丁目3番5号
全日本電機 関連産業
労働組合連 方協
議長 知

申 出 書

最低賃金法第15条1項の規定により、石川県電子部品・デバイス・電子回路、民生用電気機械器具、電子応用装置、情報通信機械器具製造業最低賃金の改正決定を下記の通り申し出る。

記

1. 申し出する者が代表する基幹的労働者の範囲

石川県において、電子部品・デバイス・電子回路、民生用電気機械器具、電子応用装置、情報通信機械器具製造業を営む使用者に使用される労働者。

10,831名

2. 最低賃金の適用を受けるべき基幹労働者の範囲

石川県において、電子部品・デバイス・電子回路、民生用電気機械器具、電子応用装置、情報通信機械器具製造業を営む使用者に使用される労働者。ただし、次にあげる者は除く。

- (1) 18歳未満または65歳以上の者
- (2) 雇い入れ後6か月未満の者であって、技能習得中の者
- (3) 清掃または片付けの業務に主として従事する者

3. 改正の決定を申し出る最低賃金の件名

石川県電子部品・デバイス・電子回路、民生用電気機械器具、電子応用装置、情報通信機械器具製造業最低賃金

4. 申し出の内容

上記3項の最低賃金改正の決定を求める。なお、最低賃金額は最低賃金法第15条2項にもとづく最低賃金審議会の決定による。



5. 申し出の理由

賃金の最低額に関する労働協約の適用労働者数が概ね3分の1以上に達していることから、法定最低賃金の改正決定を求めるものである。

$$\frac{\text{賃金の最低額に関する労働協約の適用労働者数}}{\text{1項の基幹的労働者数}} = \frac{3,998 \text{ 名}}{10,831 \text{ 名}} = 36.9\%$$

[	最も低い労働協約の賃金額	=	1,020 円／時間額	]
	現在、適用されている法定最低賃金額	=	896 円／時間額	

6. 添付書類

- ①労働協約 適用最低賃金
- ②労働協約 適用労働者数
- ③労働協約の写
- ④所定労働時間数および所定労働日数
- ⑤申出合意書および委任状

以 上

令和4年 労働協約 適用最低賃金

(単位：円)

No.	産業分類	労働組合名	時間額	月額
1	E281	石川サンケン労働組合	1,049	165,000
2	E303	P F U労働組合	1,070	166,500
3	E281	加賀東芝エレクトロニクス労働組合	1,042	162,000
4	E281	ジャパンディスプレイ労働組合石川支部	<u>1,082</u> ^{*1}	168,500
5	E29	小松電子労働組合	1,020	166,500
6	E303	富士通 I T プロダクツ労働組合	1,070	166,500
7	E294	かがつう労働組合	1,031	<u>166,021</u> ^{*2}
		最低金額（計算値は除く）	1,020	162,000
		最高金額（計算値は除く）	1,082	168,500
		平均（7組合単純平均）	1,052	165,860

注：金額は、協定書に記載された金額。平均は、各組合の値の単純平均。最高金額、最低金額は、計算値（下記）は除く。

※1は、最低賃金月額×12か月と年間所定時間（1867.75時間）から算出。

※2は、最低賃金時間額と月間所定時間（161.03時間）から算出。

令和４年 労働協約 適用労働者数

(単位：人)

No.	産業分類	上段：使用者名／下段：労働組合名	適用労働数
1	E281	石川サンケン株式会社 石川サンケン労働組合	1,126
2	E303	株式会社P F U P F U労働組合	1,195
3	E281	加賀東芝エレクトロニクス株式会社 加賀東芝エレクトロニクス労働組合	780
4	E281	株式会社ジャパンディスプレイ ジャパンディスプレイ労働組合石川支部	439
5	E29	小松電子株式会社 小松電子労働組合	226
6	E303	株式会社富士通 I T プロダクツ労働組合 富士通 I T プロダクツ労働組合	27
7	E294	かがつう株式会社金沢工場 かがつう労働組合	205
		合 計	3,998

電子部品・デバイス・電子回路、民生用電気機械器具、電子応用装置、情報通信機械器具製造業最低賃金の改正申出審査結果表

地 域	産 業	適用を受けるべき基幹的労働者の範囲	申出者に関する要件				備 考
			申出労働 組合数 (合意を含む)	所 属 事業場数 (産業)	基幹的 労働者数		
申出事項	石川県 E281 電子デバイス製造業 E282 電子部品製造業 E283 記録メディア製造業 E284 電子回路製造業 E285 ユニット部品製造業 E289 その他の電子部品・デバ イス・電子回路製造業 E290 管理、補助的経済活動を行う 事業所 (E293・E296に限る) E291 発電用・送電用・配電用 電気機械器具製造業 E293 民生用電気機械器具製造業 E294 電球・電気照明器具製造業 E296 電子応用装置製造業 E301 通信機械器具・同関連機械 器具製造業 E302 映像・音響機械器具製造業 E303 電子計算機・同付属装置製造業 L7282 純粋株式会社	左の事業を営む使用者に使用される労働者 但し、 (1) 18歳未満又は65歳以上の者 (2) 雇入れ後6月未満の者であって、技能習得中のもの (3) 清掃又は片付けの業務に主として従事する者 (4) 手作業により又は手工具、小型手持動力機若しくは操 作が容易な小型機械を用いて行う巻線、組線、かしめ 、取付け、包装又は箱詰め業務 (これらの業務のう ち流れ作業の中で行う業務を除く。) に主として従事 する者 を除く	E281 3 E282 0 E283 0 E284 0 E285 0 E289 0 E290 0 E291 1 E293 0 E294 1 E296 0 E301 0 E302 0 E303 2 L7282 0 計 7	E281 5 E282 0 E283 0 E284 0 E285 0 E289 0 E290 0 E291 1 E293 0 E294 1 E296 0 E301 0 E302 0 E303 2 L7282 0 計 9	2,345 0 0 0 0 0 0 0 226 0 205 0 0 0 1,222 0 計 3,998	36.91%	
審査結果	同上	同上 左の産業における労働者数 (a) 11,091人 上記 (1) ～ (4) 該当労働者数 (b) (R3最賃基礎調査結果より推定) 260人 基幹的労働者数 (a - b) 10,831人 (推定)	E281 3 E282 0 E283 0 E284 0 E285 0 E289 0 E290 0 E291 1 E293 0 E294 1 E296 0 E301 0 E302 0 E303 2 L7282 0 計 7	E281 5 E282 0 E283 0 E284 0 E285 0 E289 0 E290 0 E291 1 E293 0 E294 1 E296 0 E301 0 E302 0 E303 2 L7282 0 計 9	2,345 0 0 0 0 0 0 226 0 205 0 0 0 1,222 0 計 3,998		
新産別最賃 の運用方針 (要旨)	新産別最低賃金の適用を受ける労働者の概ね3分の1以上の者に賃金の最低額に関する労働協約が適用されている場合に行われるものであること。						
61.2.14 中賃答申	参考 10,831 ÷ 3 = 3,610 3,998 ÷ 10,831 = 36.91%						

石川労働局長
嶋政弘 殿



令和4年7月22日

UA ゼンセン石川県支部
石川県金沢市神田 2-3-13
支部長 秋葉 宏

申 出 書

最低賃金法第15条の1の規定により、石川県百貨店、総合スーパー最低賃金の改定決定を求める申出を行うことに合意し、下記の通り申出る。

記

1. 申出するものが代表する基本的労働者の範囲

石川県において、百貨店、総合スーパーを営む使用者に使用される労働者 4,936名

2. 改正の決定を申出る最低賃金の件名

「石川県百貨店、総合スーパー最低賃金」

3. 申出の内容

上記2の最低賃金改正の決定を求める。なお、最低賃金は、最低賃金法第15条2項に基づく最低賃金審議会の決定による。

4. 申出の理由

賃金の最低額に関する労働協約の適用労働者数が、概ね3分の1以上に達していること。

(1) 現在適応されている法定最低賃金額 時間額 890円

(2) 合意を得た適応を受けるべき労働者数 令和3年7月現在 2,761名

(3) 合意率
$$\frac{2,761}{4,936} = 55.9\%$$

5. 添付書類

(1) 賃金の最低額に関する労働協約若しくは労使協定の写し

(2) 組織における合意を表す機関決定（決議書）の写し

(3) 申出合意及び委任状の写し

(4) それぞれの合意の効力が及ぶ労働者又は使用者の範囲とその数、および当該地域内の組織一覧。



以 上

百貨店 総合スーパー最低賃金の改正に関する資料（令和4年度）

番号	申出を行った労働組合の名称	事業所(店舗)の名称	事業所の所在地	産 業	分類	組合員数	
1	イオンリテールワーカーズユニオン	イオン もりの里店	金沢市もりの里1-70	総合スーパー	I561	240	
		イオン 小松店	小松市平面町ア69	総合スーパー	I561	148	
		イオン 松任店	白山市平松町102-1	総合スーパー	I561	230	
		イオン 加賀の里店	加賀市上川崎町47-1	総合スーパー	I561	212	
		イオンスタイルかほく	かほく市内日角25	総合スーパー	I561	281	
		イオン 金沢店	金沢市福久町6街区18番	総合スーパー	I561	155	
		イオン 野々市南店	野々市市上林4-747	総合スーパー	I561	119	
		イオンスタイル新小松	小松市清六町315番地	総合スーパー	I561	305	
		イオンスタイル白山	白山市横江町土地区画整理事業施行地区内1街区	総合スーパー	I561	357	
		大和 香林坊店	金沢市香林坊1-1-1	百貨店	I560	162	
2	全大和労働組合	アピタ 金沢店	金沢市中村町10-20	総合スーパー	I561	118	
		アピタ 松任店	白山市幸明町280	総合スーパー	I561	126	
		ユーストア 金沢ベイ店	金沢市無量寺4-56	総合スーパー	I561	63	
		ピアゴ 白山店	白山市幸明町280	総合スーパー	I561	58	
		北陸事務所	白山市幸明町281	総合スーパー	I561	15	
		アルプラザ小松	小松市園町八23番地1	総合スーパー	I561	29	
		アルプラザ金沢	金沢市諸江町30番1号	総合スーパー	I561	47	
		アルプラザ鹿島	鹿島郡中能登町井田と部1番地1	総合スーパー	I561	19	
		アルプラザ加賀	加賀市作見町ル25番1	総合スーパー	I561	30	
		アルプラザ津幡	河北郡津幡町北中条1丁目1番地	総合スーパー	I561	22	
3	全ユニー労働組合	大河端	金沢市大河端西2丁目15番地	総合スーパー	I561	17	
		野々市	野々市市二日市4丁目143番地	総合スーパー	I561	8	
4	平和堂労働組合						
						2761	

令和4年度 石川県百貨店、総合スーパー最低賃金改定申し入れ

労使協定における最低賃金の内容と所定内労働時間

組合名	(18歳)高卒初任給	最低月額	最低日額	最低時間額	換算時間額	年間所定労働時間	月間所定労働時間(1日)
全大和労働組合	160,000	160,000	7,272	920	920	1,960.75h	163.396h (7.4166h/日)
全ユニー労働組合	189,000	189,000	9,073	1,134	1,134	2,000h	166.64h (8.00h/日)
イオンリテールワーカーズユニオン	171,000	171,000	8,550	1,069	1,069	1,920h	160h (8.00h/日)
平和堂労働組合	180,000	180,000	8,468		1,088	1,984h	165.3h (8.00h/日)

企業間の賃金格差は上記の通りである。よって公正競争を確保する点でも産業別最低賃金の改正が必要である。

百貨店、総合スーパー最低賃金の改正申出審査結果表

	地 域	産 業	適用を受けるべき基幹的労働者の範囲	申出者に関する要件			備 考
				申出労働 組合数 (合意を含む)	所属 事業場数 (産業)	基幹的 労働者数	
申出事項	石川県	1560 管理、補助的経済 活動を行う事業所 1561 百貨店、総合スパー	左の事業を営む使用者に使用される労働者 但し、 (1) 18歳未満又は65歳以上の者 (2) 雇入れ後6月未満の者であって技能習得中のもの (3) 清掃又は片付けの業務に主として従事する者 を除く	1560 1 1560 1561 3 1561 計 4 計	1 1 21 22 計	162 2,599 計 2,761	55.94%
審査結果	同上	同 上	同 上 左の産業における労働者数 (a) 5,054人 上記 (1) ～ (3) 該当労働者数 (b) (R3年最賃基礎調査結果より推定) 118人 基幹的労働者数 (a－b) 4,936人 (推定)	1560 1 1560 1561 3 1561 計 4 計	1 1 21 22 計	162 2,599 計 2,761	
新産別最賃 の運用方針 (要旨)			事業の公正競争を確保する観点から、同種の基幹的労働者について最低賃金を改正することが必要であるとし 当該最低賃金の適用を受ける労働者又は使用者の概ね3分の1以上のものの合意により申出が行われるもの。				
61.2.14 中賃答申			参考 4,936 ÷ 3 = 1,645 2,761 ÷ 4,936 = 55.94%				